

# 65歳以上の人の介護保険料が変更になります

介護保険は、40歳以上の人が加入し、介護が必要になったときに介護サービスを受けられる制度です。

市は、介護保険事業を安定的に運営するため、令和3～5年度を対象とした「第8期介護保険事業計画」を策定し、介護保険料を見直しました。

詳しくは、[☞介護保険課](#)（☎2116）へ。

## 第8期計画に基づく介護保険料の見直し

介護保険は、国・県および市の負担金と65歳以上の第1号被保険者が納める保険料、40～64歳の医療保険被保険者（第2号被保険者）が納める保険料で賄われています。

高齢化が進み要介護などの認定者が増加する中、第8期介護保険事業計画では、介護保険事業費は3年間で総額約279億円となり、第7期に比べ、約16億円の増加となる見込みです。

65歳以上の介護保険料は、サービスの利用や給付費の増減に基づき、3年ごとに見直すことになっています。今年度の介護保険事業費の支出見

込みなどを基に、別表のとおり改定を行いました。

## 納入通知書などを7月中旬に発送します

令和3年度の介護保険料の年額は、6月に確定する本人や世帯の住民税の課税状況（令和2年中の所得などを基に算定されます。また、保険料の納め方は、年金の金額などにより次のように分かれます。年金からの天引き（特別徴収）年金受給額が年額18万円以上の人は、原則として年金からの天引き（年6回）です。

ただし、年金受給額が18万円以上でも、次の場合は一時的に納入通知書または口座振替で保険料を納めてください。

- ▽年度途中で65歳になった
- ▽他の市町村から転入した
- ▽年度途中で年金の受給が始まった

▽収入申告のやり直しなどで保険料の所得段階が変更になったなど

納入通知書または口座振替による納付（普通徴収）

年金受給額が年額18万円未満の人は、納入通知書により金融機関などで納付するか、

（別表） 第8期（令和3～5年）の介護保険料

段階区分	基準	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（世帯非課税者） ・本人および世帯が住民税非課税者で合計所得＋課税年金収入が80万円以下	2万2,900円
第2段階	本人および世帯が住民税非課税者で合計所得＋課税年金収入が120万円以下（第1段階該当者を除く）	3万8,300円
第3段階	本人および世帯が住民税非課税者で合計所得＋課税年金収入が120万円超	5万3,600円
第4段階	本人が住民税非課税者で世帯内に住民税課税者がいる場合で、合計所得＋課税年金収入が80万円以下	7万400円
第5段階（基準額）	本人が住民税非課税者で世帯内に住民税課税者がいる場合で、第4所得段階に該当しない場合	7万6,600円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	9万1,900円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	9万9,500円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	11万4,900円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満	12万2,500円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上	13万4,000円

※合計所得金額から、長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除額を控除した額で所得段階判定を行います  
 ※本人および世帯が住民税非課税者の場合、合計所得金額から年金収入の所得を控除した額で所得段階判定を行います  
 ※第1～3段階の保険料は、負担軽減措置により国・県・市の公費を充てることにより軽減されています

口座振替を利用してください。

## 介護保険料を滞納すると

特別な事情がなく介護保険料を納めなかった場合、その期間に応じて、サービスを受けたときの利用者負担が増額することがあります。

なお、災害により著しい損害を受けたり、生計を支えている人の長期の入院など、特

別の事情により保険料の納付が一時的に困難となった場合は、納付を猶予したり減免できる制度があります。

## 40～64歳の人（第2号被保険者）の保険料について

40～64歳の保険料は、加入している医療保険で異なります。

国民健康保険に加入している人所得などに応じて世帯ごとに決まります。

国民健康保険税に医療分と国保分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。健康保険や共済組合などに加入している人

加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料（標準報酬月額）および賞与に応じて決められます。

医療保険の保険料と介護保険料を合わせて、給料および賞与から差し引かれます。